

## 入札説明書

大分県産業科学技術センターが発注する庁舎設備等運転維持管理業務の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 2 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由とした異義を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 5 年 8 月 1 6 日(水)

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類 産業科学技術センター庁舎設備等運転維持管理業務
- (2) 委託期間 令和 5 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日  
(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
- (3) 対象施設 大分県産業科学技術センター(大分市高江西 1 丁目 4361-10)

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格を得ている者のうち、電気設備保守管理業、冷暖房設備保守管理業のいずれも登録している者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者
- (4) 本店又は支店等の所在地が大分県内にある者
- (5) この業務の履行に係る仕様書に基づき、大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記 1 2 に掲げる開札までの間に、県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。  
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間

物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和 5 年 9 月 1 日(金) 1 4 時までに行うこと。

5 庁舎設備等運転維持管理業務委託の仕様

別添「大分県産業科学技術センター庁舎設備等運転維持管理業務委託仕様書」のと

おり

6 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ、大分県産業科学技術センターホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年9月13日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

7 入札説明書の交付場所及び日時

上記6に同じ

8 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか物品等電子入札システム運用基準による。

9 物品等電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

10 入札の方法

(1) 入札金額は消費税及び地方消費税相当額抜きの月額とすること。

(2) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする（円未満の端数がある場合は切り捨てる。）ので、入札者は、**消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額の110分の100に相当する金額を入力すること。**

(3) 本入札に参加するには、事前に物品等電子入札システムにおけるログインID及びパスワードの交付を受ける必要がある。

(4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

(5) 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を準用する。

11 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

(1) 入札参加申請期間 この公告の日から令和5年9月1日（金）14時00分まで

(2) 入札金額入力期間 入札参加承認の日から令和5年9月13日（水）13時00分まで

12 物品等電子入札システムによる開札

(1) 開札場所 大分県産業科学技術センター

(2) 開札日時 令和5年9月13日（水）14時00分

13 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格は物品等電子入札システムにより別途通知する。

14 入札保証金に関する事項

免除とする。

15 契約保証金に関する事項

免除とする。

- 16 入札説明会  
実施しない。
- 17 入札の無効  
大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
- 18 最低制限価格に関する事項  
設定しない。
- 19 落札者の決定の方法  
(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。  
(3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続きを改めることとする。
- 20 契約書の作成  
(1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。  
(2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 21 引継ぎに関する事項  
入札後、落札業者は令和5年10月1日から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。
- 22 質問の受付及び回答  
本案件についての質問は、質問書(別添様式)により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、令和5年8月28日(月)17時までに、質問の内容及び回答を大分県ホームページ及び大分県産業科学技術センターホームページに掲載する。  
(1) 提出場所  
大分市高江西1丁目4361-10  
大分県産業科学技術センター 管理担当  
電話 097-596-7100  
FAX 097-596-7110  
E-mail info@oita-ri.jp  
(2) 提出期限  
令和5年8月22日(火)12時00分  
(3) 提出方法  
(2)に掲げる期限までに、(1)に掲げる場所にe-mailまたはFAXにて提出すること。また、送信後は、電話にて(1)の連絡先に到達確認を必ず行うこと。
- 23 入札の延期、中止等  
(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。  
(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

24 契約に関する事務を担当する部局の名称  
大分県産業科学技術センター 管理担当  
〒870-1117 大分市高江西1丁目4361-10  
電 話 097-596-7100  
F A X 097-596-7110

25 契約に際しての留意事項

- (1) 本案件は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当する。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (2) 資格保有者を必ず確保し、配置すること。